

4月9日(日)
4月23日(日)

県議会議員選挙 市議会議員選挙

7:00~18:00

(勢子辻は16:00まで)

ことは、統一地方選挙の年です。

統一地方選挙は、私たちの日常生活に最も身近な選挙。

これから4年間の県政、市政を任せる人を選ぶ大事な選挙です。

義理や人情にとらわれず、みずからの信念に基づいて投票しましょう。

投票 できる人

■県議会議員選挙■

①年齢 昭和50年4月10日以前に

生まれた人

②住所 平成6年12月30日以前に

富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住んでいる人

※投票日前に市外へ転出したときは、転出先が県内の場合のみ、その転出先の市町村長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」があれば、富士市内で投票できます。

■市議会議員選挙■

①年齢 昭和50年4月24日以前に

生まれた人

②住所 平成7年1月15日以前に

富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住んでいる人

※投票日前に市外へ転出したときは、投票できません。

いずれの選挙も①②の条件を満たしている人が投票できます。

不在者 投票

投票日にやむを得ない理由で市外に出張する人や、旅行へ出かける人、または病気などで投票できない人は不在者投票ができます。

不在者投票ができる期間

■県議会議員選挙■

3月31日(金)~4月8日(土)

■市議会議員選挙■

4月16日(日)~4月22日(土)

8時30分~17時

※土・日曜日も受け付けます。

ところ

市役所6階 選挙管理委員会

持ち物

印鑑(認め印で可)、投票所入場券(不在者投票をする日までに届いた人)

※不在者投票をする人は、投票日に投票所へ行くことのできない理由を、宣誓書に記入していただきます。

指定病院や老人ホームへ入院・入所中の人は直接、病院長・施設長に申し出てください。

●指定病院

市立中央病院、吉原病院、新富士病院、聖明病院、米山病院、芦川胃腸科病院、大富士病院、鷹岡病院、渡辺病院、川村病院、湖山病院
●老人ホーム
駿河荘、富士楽寿園、鑑石園、岩本園、天間荘

代理投票 点字投票

文字を書けない人は、係員が代理で書きます。投票所で申し出てください。

点字投票

目が不自由で、点字のできる人は点字投票ができます。投票所で申し出てください。

投票所 入場券

投票所入場券は、投票日の前日までに郵送します。投票日まで大事に保管してください。

万一、届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人であれば、投票できます。投票所で申し出てください。

投票所入場券は2度使います

今回の入場券は、県議会議員選挙と市議会議員選挙の両方に使えます。入場券には、ミシン目が入っていますが、切り取らずに投票所にお持ちください。

静岡県議会議員選挙 投票所入場券		郵便はがき 〒 富士市 □□町△△番地		吉原局 料金後納 郵便 様方 様
投票日 平成7年4月9日(日) 午前7時から午後6時まで	投票区 番号	富士市議会議員選挙 投票所入場券		
投票区 番号	交付	投票日 平成7年4月23日(日) 午前7時から午後6時まで	投票区 番号	交付

私たちの未来を 任せられる人 あなたの1票が選びます

明るく正しい選挙のために

贈らない
求めない
受け取らない

政治家や候補者が、選挙区内の人に寄附や贈り物をしたり、有権者がこれを求めたりすることは、法律で禁止されています。現金はもちろんのこと、選挙事務所を訪れた人に、酒や高価な菓子を提供して、もてなすことも禁止されています。また、陣中見舞いとして、有権者が酒などを選挙事務所へ贈ることも違反となります。

▲禁止されている選挙運動▼

事前運動

選挙運動ができるのは、立候補の届け出を済ませたときから投票日の前日までに限られます。これは、選挙運動の平等性を保障するために設けられています。

戸別訪問

選挙運動のため、各戸ごとに回ることは禁止されています。

買収・供応

選挙運動のため、金品を贈ったり、もらったりすることは禁止されています。

選挙妨害

候補者についてのデマをよびたり、運動の妨害やポスターを破いたりすると処罰されます。氣勢を張る行為

選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊列を組んで往來したりすることは、有権者の冷静

な判断を失わせる恐れがあるので、禁止されています。

▲選挙運動ができない人▼

- 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長）
- 特定公務員（選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏と徴税吏員）
- 未成年の人
- 地位を利用した選挙運動が禁止されている人（国または地方公共団体の公務員、一定の公団・公庫役員と職員、教育者）

▲連座制▼

連座制とは、候補者と関係のある人が、買収罪などで刑に処せられた場合、たとえ候補者が無実でも、候補者本人の当選を無効とする制度です。また、平成六年の公職選挙法の改正により、立候補予定者の親族、秘書、選挙運動の管理者なども新たに連座制の対象となりました。

▲選挙公営制度▼

条例の制定により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成にかかる経費が、一定の限度額内で公費負担されることになりました。これは、お金のかからない選挙の実現と、候補者間の選挙運動の機会均等を図るためです。

陣中見舞



投開票速報テレホンサービス

◎投開票速報をテレホンサービスでお知らせします。ご利用ください

☎57-4299

市議会議員

立候補予定者説明会

とき 3月17日(金) 10:00～
ところ 市役所10階大会議室

問い合わせ

選挙管理委員会 内線2671～2673